

## 平成28年度 税条例等の一部改正概要

## 〔平成28年4月1日適用〕

## 1 【条例第56条、第59条】《法第348条》

固定資産税の非課税の適用を受ける独立行政法人の名称変更に係る規定の改正

独立行政法人「労働者健康福祉機構」が「労働者健康安全機構」に名称変更されたことによる条文の整備

## 2 【条例附則第10条の2】《法附則第15条》

固定資産税の地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の追加に係る規定の改正等

地方税法の改正により、固定資産税の課税標準額を法の範囲で軽減する割合を自治体が定めることができる対象が追加されたことによる条文の整備

対象資産	取得の期間	特例の割合	特例の期間
津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき取得又は改良された津波対策の用に供する償却資産	H28. 4. 1～ H32. 3. 31	2分の1	4年度分
再エネ特措法等に基づく再生可能エネルギー発電設備 太陽光発電設備	H28. 4. 1～ H30. 3. 31	3分の2	3年度分
同上 風力発電設備			
同上 水力発電設備		2分の1	
同上 地熱発電設備			
同上 バイオマス発電設備			
都市再生特措法に規定する認定誘導事業で立地適正化計画に記載された誘導施設	H28. 4. 1～ H30. 3. 31	5分の4	5年度分

同条第4項、第6項、第7項、第13項及び第15項の改正は、法改正に伴う適用条文の項及び号ずれによる条文の整備

## 3 【条例附則第10条の3】《法附則第15条の9第9項、令附則第12条第36項》

熱損失防止改修工事を実施した住宅に係る固定資産税の特例に係る規定の改正

地方税法の改正において、熱損失防止改修工事に係る適用期限が延長（平成30年3月31日まで）されたことに併せ、特例の適用に必要なとなる手続規定が改正されたことによる条文の整備

## 〔平成29年1月1日適用〕

### 延滞金の計算に係る改正

地方税法の改正により、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとされたことによる条文の整備

#### 1 【条例第19条】 《法第326条、第455条》

納入期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金に係る規定の改正

#### 2 【条例第43条】 《法第321条の2》

普通徴収に係る個人町民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収に係る規定の改正

#### 3 【第48条】 《法第321条の8、第326条》

法人の町民税の申告納付に係る規定の改正

#### 4 【第50条】 《法第321条の12》

法人の町民税に係る不足税額の納付の手續に係る規定の改正

## 〔平成29年4月1日適用〕

### I 納税証明事項に係る規定の改正

#### 1 【条例第18条の3】

納税証明事項に係る規定の改正

地方税法の改正により、軽自動車税に「環境性能割」が新設され、現行の軽自動車税の名称が「種別割」と定義され、2種類になったことによる条文の整備

(参考：環境性能割)

平成29年4月に予定されている消費税率の10%への引き上げとともに廃止される自動車取得税に替わり導入される車体課税

### II 法人町民税の税率の改正

#### 【条例第34条の4】 《法第314条の4》

法人税割の税率に係る規定の改正

地方税法の改正により、法人税割の税率が引き下げられることによる条文の整備

区分	現行	改正後
税率	100分の12.1	100分の8.4

(参考) 当該税率引き下げ相当分は、地方法人税（国税）の税率を引き上げ地方交付税の原資に移行

### III 軽自動車税・環境性能割の新設による改正

地方税法の改正により、軽自動車税「環境性能割」が新設されたことによる規定の改正等

#### 1 【第80条】 《法第443号》

軽自動車税の納税義務者等に係る規定の改正

2 現行【第80条の2】を改正後【第81条の2】に繰下げ  
日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲に係る規定の条  
ずれ（規定内容に改正はないもの）

3 現行【第81条】を改正後【80条の2】に繰上げ  
軽自動車税の課税免除に係る規定の条ずれ（規定内容に改正はないもの）

4 【第81条（新設）】《法第444号》  
軽自動車税のみならず課税に係る規定の追加

5 【第81条の3（新設）】《法第450条》  
環境性能割の課税標準に係る規定の追加

6 【第81条の4（新設）】《法第451条》  
【条例附則第15条の6（新設）】《法附則第29条の18》  
環境性能割の税率に係る規定の追加

	電気自動車 ガソリン車（H32燃 費基準+10%達成）	ガソリン車 （H32燃費基準達 成）	ガソリン （H27燃費基準+ 10%達成）	左記以外の3輪以 上
本則	非課税	1%	2%	3%
営業用	非課税	0.5%	1%	2%
自家用	非課税	1%	2%	2%

※当分の間は、二重線枠内の税率を適用

7 【第81条の5（新設）】《法第453条》  
環境性能割の徴収の方法に係る規定の追加

8 【第81条の6（新設）】《法第454条》  
環境性能割の申告納付に係る規定の追加

9 【第81条の7（新設）】《法第457条》  
環境性能割に係る不申告等に関する過料の新設による規定の追加

10 【第81条の8（新設）】《法第461条》  
環境性能割の減免の新設に係る規定の追加

11 【条例附則第15条の2（新設）】《法附則第29条の9第1項》  
軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間都道府県が行う（自動車税の環境性能  
割の賦課徴収の取扱による）とされたことによる規定

12 【条例附則第15条の3（新設）】《法附則第29条の10》  
軽自動車税の環境性能割の減免について、都道府県知事が自動車税の環境性能割を減免  
する自動車に相当するものとして三輪以上の軽自動車に対して減免するとされたこと  
による規定

13 【条例附則第15条の4（新設）】《法附則第29条の11》  
軽自動車の環境性能割の申告納付の受付等は、当分の間都道府県知事が行うとされたこ  
とによる規定

14 【**条例附則第15条の5（新設）**】 《**法附則第29条の16**》

軽自動車の環境性能割の賦課徴収に要する費用を市町村が都道府県に交付するとされたことによる規定

IV 軽自動車税・種別割に係る改正

軽自動車税「環境性能割」の新設に伴い、現行の軽自動車税が「種別割」に名称変更されたことによる条文の整備（規定趣旨に改正なし）

1 【**第82条**】 《**法第463条の15**》

種別割の税率に係る規定における名称変更

2 【**第83条**】 《**法第463条の16、第463条の17**》

種別割の賦課期日及び納期に係る規定における名称変更

3 【**第85条**】 《**法第463条の18**》

種別割の徴収の方法に係る規定における名称変更

4 【**第87条**】 《**法第463条の19**》

種別割に関する申告又は報告に係る規定における名称変更

5 【**第88条**】 《**法第463条の21**》

種別割に係る不申告等に関する過料に係る規定における名称変更

6 【**第89条**】 《**法第463条の23**》

種別割の減免に係る規定における名称変更

7 【**第90条**】 《**法第463条の23**》

身体障害者等に対する種別割の減免に係る規定における名称変更

8 【**第91条**】 《**法第463条の18第3項**》

原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等に係る規定における名称変更

9 【**条例附則第16条**】 《**法附則第30条**》

グリーン化特例（軽課）に係る規定における名称の変更

10 【**H26改正条例附則第6条**】 《**H26改正法附則第15条**》

軽自動車税の税率の特例に係る規定における名称変更ほか

V 軽自動車税・種別割のグリーン化特例の1年延長

【**条例附則第16条**】 《**法附則第30条**》

軽自動車税の種別割の税率の特例に係る規定の改正

地方税法の改正により、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の1年延長

## 〔平成30年1月1日適用〕

### 【条例附則第6条（新設）】《法附則第4条の4》

特定一般用医薬品等を支払った場合の医療費控除の特例に係る規定の追加

地方税法の改正により、一定の要件を満たした上で平成30年度から平成34年度までの各年度の個人町民税に限り、特定一般用医薬品等購入費が1万2千円を超える場合、その超える部分の金額を総所得金額等から控除する医療費控除の特例が新設されたことによる規定の追加

(参考)

改正により、平成30年度から34年度までの住民税申告における医療費控除について、次の何れかのうち一つを選択

①医療機関等への支払、医薬品等の購入費を基礎に控除（従来方式）

控除額：総所得金額等の5%と10万円の何れか少ない額（最高限度額200万円）

②特定一般用医薬品等購入費（今回の税制改正による新設）

対 象：平成29年1月1日～平成33年12月31日の各年の特定医薬品等購入費

控除額：88,000円まで